

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
【告示】		情報政策課		
○ 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等		指導監査室		
○ 指定居宅サービス事業者等の指定		〃		
○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退		〃		
○ 港湾区域に放置されていた船舶の保管		港湾課		
○ 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等		用度課		
○ 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等		〃		
【公告】				
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		県民生活交通課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃		

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第二十六号

平成三十一年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類 情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、

別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限

る。)

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等と県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十一年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、

2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十一年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十三年一月中に行う予定の平成三十三年

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県県民生活部情報政策課（電話 〇八六
一二二六―七二六四）

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おぐら整形外科医院介護医療院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 指定年月日

平成三十一年一月一日

四 介護保険事業所番号

三三B二八〇〇一六

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第二十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び開設場所

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 開設場所

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人おぐら整形外科医院

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町矢掛二五三三

三 辞退年月日

平成三十年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一二八一〇〇七四

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第二十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の四第二項の規定により、港湾区域内に放置されていた船舶を撤去し、同条第三項の規定により、当該船舶を次のとおり保管した。

平成三十一年一月二十九日

東備港港湾管理者 岡山県

代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保管した船舶の種類、数量及び船舶番号

種 類	数 量	船舶番号
プレジャーボート ヨット	一隻 一隻	二七一一五六五二 不明

二 当該船舶が放置されていた場所

備前市鶴海四九―八地先の水域

三 当該船舶を撤去した日時

平成三十年十一月二日午後三時

四 当該船舶の保管を始めた日時

平成三十年十一月二日午後三時三十分

五 当該船舶の保管の場所

備前マリーナ

備前市鶴海五四

六 当該船舶の撤去、保管及び返還等に要する費用を負担する者

当該船舶を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問い合わせ先

和気郡和気町和気四八七番地二

岡山県備前県民局建設部東備地域管理課

電話 ○八六九―九二―五一七〇

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第三十号

平成三十一年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - (2) 直前決算における自己資本額
 - (3) 直前決算における機械設備等の価額
 - (4) 直前決算における流動比率
 - (5) 申請時における従業員数
 - (6) 申請時までの営業年数
 - (7) 男女共同参画の推進状況
 - (8) 障害者雇用の状況
 - (9) 環境基準等の達成状況
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定金額の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定金額	総合点数	格付区分
二百五十万円以上	七十点以上	A
五百万円未満	五十点以上七十点未満	B
二百五十万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去二年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(12) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十一年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイ

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

六
ズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。
資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十一年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十三年一月中に行う予定の平成三十三年度の申請手続等に係る告示によること。

七
その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六一七五三八）

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

◎岡山県告示第三十一号

平成三十一年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権

限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
五百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
二百万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1 及び 2 による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去二年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入

札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書、法務局長が発行する登記されていないことの証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

平成三十一年二月一日から同月二十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（県の休日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、二百五十円分の切手を貼ったA四サイズの手紙が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、平成三十一年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、平成三十三年一月中に行う予定の平成三十三年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六―七五三八）

〔三六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P r o B o n o R e h a b i l i t a t i o n S e r v
i c e s

三 代表者の氏名

金谷 佳和

四 主たる事務所の所在地

和気郡和気町和気五八〇番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、リハビリテーションを通じて培ったナレッジやスキル、経験を活かし、子どもからシニアまでハンディキャップのあるなしにかかわらず、運動や身体活動を通じた健康づくりの普及と、知識・技能の向上を目的に、医療・介護・予防やスポーツトレーニング等に関する教室の運営及び専門職の派遣、講習会・講演会の開催、地域の子どもや住民に対し発達に係る相談・研修といった地域療育に係る事業、まちづくりを推進する事業を行い、すべての人が公平で多様性のある最高に楽しめる人生を創生することを目的とする。

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

〔三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字四反田三五一一一、三五一一四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一〇八一一きぼう二〇一号

待鳥 貴政

待鳥 忍

三 許可番号

岡山県指令建指第一二六号

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

〔三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字重安一二〇―七、一二〇―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社三丁目五―三五ラパルテール一〇一

片岡 慎二

三 許可番号

岡山県指令建指第二五九号

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

〔三九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字竹ノ鼻一六五三一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田町一丁目一―一チサンマンション六一四号

福井 貴紀

三 許可番号

岡山県指令建指第二八六号

〔四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市伊部字高堂三〇三―四、三〇三―三、三〇九、三一〇、三一―、三二二―一、三二―一、三一四―一、三一四―四、三二〇―一、三二二―一、三二二―一、三二二―三、三一〇地先水路の一部、三二二―一地先道、三二二―一地先道、三二〇地先から三一二―一地先まで道、三一三一―一地先水路の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市西片上一三九〇

寺見建設株式会社

代表取締役 末廣 芳夫

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇二号

平成31年1月29日 岡山県公報 第12063号

〔四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字前池尻一〇二三―九、一〇二九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島三〇一一―一六ソレイユ中島D棟一〇二号室

細中 孝彬

細中 尚実

三 許可番号

岡山県指令建指第二五〇号

〔四二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市伊部字高堂三〇三―四、三〇三―三、三〇九、三二〇、三二一、三二二―一、三二二―一、三二四―一、三二四―四、三二〇―一、三二一―一、三二二―一、三二二―三、三二〇地先水路の一部、三二二―一地先道、三二一―一地先道、三二〇地先から三二二―一地先まで道、三二二―一地先水路の一部

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市西片上一三九〇

寺見建設株式会社

代表取締役 末廣 芳夫

五 許可番号

岡山県指令建指第二〇二号